



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(株式会社ジンエアー)	港湾局空港戦略部空港調整課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	2
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(広野ゴルフ団地自治会ほか)	地域協働局地域活性課	3
告示	指定公金事務取扱者の指定(ポート産業株式会社)	福祉局高齢福祉課	5
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 鈴蘭台113号線他)	建設局道路管理課	6
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(舞多聞東3丁目地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	7
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(プライドシーズン神戸・西神南建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	8
公告	土地収用法に基づく事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧	健康局地域医療課	9
公告	開発行為に関する工事の完了(北区甲栄台1丁目)	都市局都市計画課	10
公告	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定	建築住宅局建築指導部 建築安全課	11
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	12
交通局	神戸市交通局公印規程及び交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程	交通局人事総務課	13

神戸市告示第 177 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第 2 項の規定により併せて告示する。

令和 8 年 6 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者
大韓民国ソウル特別市江西区麻谷中央路 143
株式会社ジンエアー 営業本部長常務 LEE MYUNG DAE
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
神戸空港条例別表第 2（第 19 条関係）（1）の使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日
令和 8 年 6 月 22 日
- 4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日
令和 8 年 6 月 22 日

神戸市告示第178号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年6月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

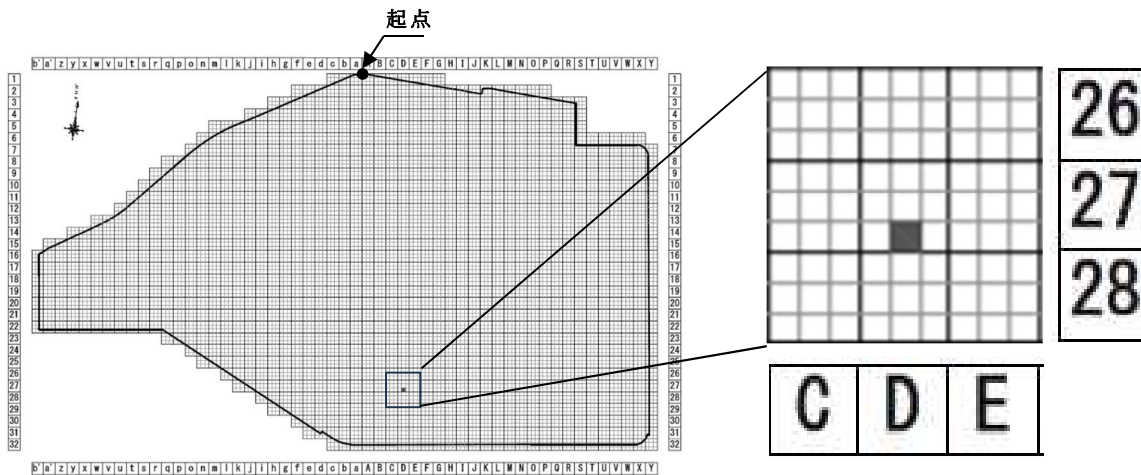
灘区灘浜東町10番6の一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



< 凡例 >

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

< 起点 >

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

< 格子の回転角度 >

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

令和8年7月7日 神戸市公報第3970号

神戸市告示第208号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、広野ゴルフ団地自治会、神戸北町日の峰連合自治会、生野自治会、朝谷町自治会、本多聞6丁目自治会、矢元台自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	広野ゴルフ団地自治会	神戸北町日の峰連合自治会	生野自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の424	神戸市北区日の峰1丁目16番地	神戸市北区道場町生野285番地
代表者の氏名	高地 晃子	清水 郁子	上浦 正巳
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の154	神戸市北区日の峰3丁目6番地の4	神戸市北区道場町生野681番地

名称	朝谷町自治会	本多聞6丁目自治会	矢元台自治会
主たる事務所	神戸市垂水区朝谷町22番地の9	神戸市垂水区本多聞6丁目20番8号	神戸市垂水区西舞子8丁目5番30号
代表者の氏名	赤木 裕二	水津 真央	上江 桃花
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町16番地の3	神戸市垂水区本多聞6丁目20番8号	神戸市垂水区西舞子8丁目12番19号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 広野ゴルフ団地自治会

令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	松本 勝雄	高田 万里子
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の252	神戸市西区神出町五百蔵142番地の136

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	高田 万里子	前田 崇志
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の136	神戸市西区神出町五百蔵142番地の128

令和8年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	前田 崇志	高地 晃子
代表者の住所	神戸市西区神出町五百蔵142番地の128	神戸市西区神出町五百蔵142番地の154

(2) 神戸北町日の峰連合自治会

令和8年5月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	安井 光和	清水 郁子
代表者の住所	神戸市北区日の峰1丁目7番地の7	神戸市北区日の峰3丁目6番地の4

(3) 生野自治会

令和8年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	喜多 正博	上浦 正巳
代表者の住所	神戸市北区道場町生野316番地	神戸市北区道場町生野681番地

(4) 朝谷町自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	西山 理恵子	赤木 裕二
代表者の住所	神戸市垂水区朝谷町316番地の24	神戸市垂水区朝谷町16番地の3

(5) 本多聞6丁目自治会

令和8年4月18日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区本多聞6丁目6番20-2号	神戸市垂水区本多聞6丁目20番8号
代表者の氏名	白石 愛実	水津 真央
代表者の住所	神戸市垂水区本多聞6丁目6番20-2号	神戸市垂水区本多聞6丁目20番8号

(6) 矢元台自治会

令和8年5月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	平原 佳子	上江 桃花
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目13番4号	神戸市垂水区西舞子8丁目12番19号

神戸市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区青木1丁目2番1号

ポート産業株式会社

代表者 ポート産業株式会社

代表取締役 濱名 浩司

2 委託する公金事務の内容

旧神戸高齢者総合ケアセンター 駐車料金徴収業務

3 指定年月日

令和7年4月1日

4 委託年月日

令和8年4月1日

令和8年7月7日 神戸市公報第3970号

神戸市告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年7月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年7月21日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	鈴 蘭 台 113 号 線	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目2 番24地先から 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目6 番26地先まで	317.90	最大 10.10 最小 5.10
市道	鈴 蘭 台 113 号 線	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目8 番67地先から 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目8 番1地先まで	124.50	最大 6.10 最小 4.60
市道	鈴 蘭 台 114 号 線	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目4 番30地先から 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目1 番50地先まで	292.10	最大 4.80 最小 4.70
市道	鈴 蘭 台 115 号 線	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目4 番36地先から 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目4 番31地先まで	75.20	最大 4.80 最小 4.70
市道	鈴 蘭 台 116 号 線	神戸市北区鈴蘭台北町7丁目3 番1地先から 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目1 番45地先まで	126.50	最大 5.00 最小 4.00

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年6月24日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
舞多聞東3丁目地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区舞多聞東3丁目2番1号 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和8年6月26日

神戸市長 久元 喜造

- 1 建築協定の名称
プラウドシーズン神戸・西神南建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市西区井吹台北町2丁目20－1 他

神戸市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、兵庫県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、兵庫県知事に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により兵庫県知事に意見書を提出することができます。

令和8年7月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 起業者の名称

三田市

2 事業の種類

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業並びにこれに伴う附帯工事

3 起業地

(1) 収用の部分

兵庫県神戸市北区長尾町宅原字蓮花寺、字岡下、字曲リ、字曲リ上及び字谷口地内

(2) 使用の部分

なし

4 縦覧場所

神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号

神戸市北神区役所地域協働課

5 縦覧期間

公告の日から令和8年7月21日まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年7月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番115、3番116、3番117、14番30、14番30地先道路、14番106、14番107、14番108、14番109、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、1番5、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、12番14、12番15、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部の内10工区

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 熊野 聡

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

パナソニック ホームズ株式会社

代表取締役 藤井 孝

大阪市北区大淀中1丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 仲井 嘉浩

（代理人）

兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号

積水ハウス株式会社 神戸支店

支店長 川合 啓之

3 許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

（変更許可 令和5年7月19日 第1508号）

（変更許可 令和5年10月13日 第1513号）

（変更許可 令和6年12月9日 第1528号）

（変更許可 令和7年6月27日 第1540号）

（変更許可 令和8年4月28日 第1546号）

（変更許可 令和8年6月4日 第1549号）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和8年7月7日

（特定行政庁）神戸市長 久 元 喜 造

公告認定対象区域

神戸市須磨区白川台二丁目37番3

神戸市水道告示第14号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年7月7日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42614	株式会社ワーキングゲート	東京都渋谷区南平台町 15 番地 15 号—8F	伊藤 志伸	令和8年6月30日

神戸市交通局公印規程及び交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月7日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第4号

神戸市交通局公印規程及び交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程
(神戸市交通局公印規程の一部改正)

第1条 神戸市交通局公印規程（昭和27年11月交規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表1 (6) 	別表1 (6) 

別表 2					別表 2				
[略]	[略]	[略]	[略]	管守責任者	[略]	[略]	[略]	[略]	管守責任者
[略]	[略]	[略]	[略]	人事総務課 長	[略]	[略]	[略]	[略]	経営企画課 課長（監理 担当）

（交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程）

第2条 交通局副局長等専決規程（昭和34年4月交規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（副局長等の専決事項） 第2条 前条に掲げる副局長等の専決事項は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するものは、その内容及び性質に じ、交通事業管理者（以下「管理者」とい う。）その他専決する者より上位の職にある 者の決裁を受けるものとする。</u> <u>（1）内容が異例であり、又は重要な先例に なると認められる事項</u>	（副局長などの専決事項） 第2条 前条に掲げる副局長等の専決事項は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。ただし、<u>異例若しくは重 要と認められるもの又はこの規程の解釈 上疑義があるものについては、交通事業 管理者（以下「管理者」という。）の決裁 を受けなければならない。</u>

<u>(2) 内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項</u> <u>2 別表第3の規定にかかわらず、軽微な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、通達、副申、諸証明等に関する事項は、所管事務に従事する職員のうち下位の者に専決させることができる。</u>	
---	--

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第 1

(令7交規程18・令7交規程2・令7交規程15・令8交規程4・一部改正)

人事関係事務

決裁区分			副局長・部長共通	人事総務課長	課長・事業所長（第1類）共通	事業所長（第2類）共通	備考
決裁事項							
給与料 手当	給料	決定		係長以下			
		支給		全職員			
		算定		全職員			
	手当	認定		全てのもの			
		支給		全職員			
		算定		全職員			
休業	育児休業			課長以下			
	部分休業		課長		係長以下		
	自己啓発休業			課長以下			
	配偶者休業			課長以下			
	その他休業			課長以下			
育児短時間勤務				課長以下			
服 務	休暇の付与（専従休暇を除く。）		課長		係長以下	一般職員	課長の長期にわたるものについては、管理者の承認を受けること。
	私事旅行		課長		係長以下	一般職員	
	欠勤の承認		課長		係長以下	一般職員	
	勤務命令（時間外、休日等）		課長		係長以下	一般職員	
	旅行命令		課長		係長以下	一般職員	
							1 人事総務課が所管する研修にかかる旅行命令については、人事総務課長の専決事項とする。 2 海外旅行命

						令について は、管理者の 専決事項とす る。
職務専念義務の 免除	課長	係長以下（特 殊なもの）	係長以下（特 殊なものを除 く。）	一般職員（特 殊なものを除 く。）		
営利企業への従 事等の許可	課長	係長以下				
会計年度 任用職員	採用・退 職		全職員			
退職手当	裁定・支 給		全職員			
児童手当	認定		全職員			
	支給		全職員			
	算定		全職員			
公傷病	補償		全職員			
注) 決裁事項中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 部長 部長、その他これに準じる者 2 課長 課長、事業所長その他これらに準じる者 3 係長 係長、その他これに準じる者 4 一般職員 係長以上を除く職員						

別表第2

(令7交規程18・令8交規程4・一部改正)

財務関係事務

2-1 支出決定(支出を伴う施行決議・実施決定)

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
調達(物件)		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	1 300万円を超えるものについては、神戸市交通局契約事務手続規程(昭和39年8月交規程第10号)第1条の2に規定する経理契約(以下「経理契約」という。)を要する。 2 固定資産の調達決定は、経営企画課長に合議すること。
		1,000万円以下					○				
	管理者が指定するものA	400万円以下			○						
		300万円以下					○				
	小口現金扱いに係るもの	全て(交付限度額以下)					○	○			
	電気料金、ガス料金、上下水道料金	全て					○				
	一般使用料等	全て					○				
	一般使用料等(電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの)	2,000万円以下			○						300万円を超えるものについては、経理契約を要する。
		1,000万円以下					○				
請負(工事又は製造)		2億円以下			○					経営企画課長に合議	1 直営工事の施行決定を含む。 2 400万円を超えるものについては経理契約を要する。
		1億円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
請負(その他)		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	1 「その他」とは神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規定するものをいう。 2 200万円を超えるものについては経理契約を要する。
		1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
	管理者が指定するものB	400万円以下			○						
		200万円以下					○				
	建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	200万円以下			○				営業課長、施設課長、課長(計画担当)、課長(設備更新担当)、課長(保線区担当)、電気システム課長、課長(変電区担当)、課長(電気区担当)、地下鉄車両課長、課長(海岸線車両担当)		
	電気通信料金	全て					○				電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
	保険料	全て					○				
	一般役務費(事業系ごみ指定袋等)、その他通信運搬費(郵便料金等)	全て					○				
	乗車票による自動車借上料(タクシー利用料)に係るもの	全て					○				
委託	工事	2億円以下			○					経営企画課長に合議	金額は見積金額を示す。
		1億円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
	工事以外	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	

		1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの及び載入の徴収又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議	
不動産取得		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	
		500万円以下				○			営業課長		
労働者派遣契約		2,000万円以下			○						金額は見積金額を示す。
		1,000万円以下					○				
物品の借入れ		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 150万円を超えるものについては経理契約を要する。
		1,000万円以下					○				
	管理者が指定するものC	400万円以下			○						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下					○				
	自動車借上料（管理者が指定するものC、カーシェアリング）	400万円以下			○						自動車借上料の契約を賃借で締結する場合、金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下					○				
不動産の借入れ	管理者が指定するものD	400万円以下			○					経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
		200万円以下					○				
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下			○				高速鉄道部長	経営企画課長經由副局長に合議	
		400万円以下					○		施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下			○						
		50万円以下					○				
臨時雇用賃金その他の諸給付の支出		全て				○			人事総務課長	経営企画課長に合議	
其済費又は社会保険料		全て				○			人事総務課長	経営企画課長に合議	
負担金、交付金、奨励金、その他これらに類するもの		300万円以下			○					経営企画課長に合議	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合において、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づくものとする。この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
		200万円以下					○				
事故費の支出		50万円以下			○				自動車部長及び高速鉄道部長	経営企画課長經由副局長に合議	
		20万円以下					○		市バス経営課長、地下鉄経営課長、運輸課長	経営企画課長に合議	
	「事故前渡金」で支出する場合の看護料	15万円以下				○					
	「事故前渡金」で支出する場合（看護料を除く）	10万円以下				○					
謝金その他これらに類するもの		300万円以下			○					経営企画課長に合議	
		200万円以下					○				
旅費	職員の旅費	全て				○			人事総務課長		特定課長の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。
		全て					○				
	職員以外の旅費	100万円以下					○				

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 6 本表における「管理者が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、有料道路自動料金収受システムを使用して徴収される有料道路料金、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「管理者が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 単価協定の品目、金額、契約方法等については、経営企画課長が別に定める。
- 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 12 課長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
		副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長		
							特定職		
受託（工事）	2億円以下			○				経営企画課長に合議	金額は見積金額とする。
	1億円以下					○		固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
受託（工事以外）	2,000万円以下			○				経営企画課長に合議	
	1,000万円以下					○		固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
売却（物品その他）	1,000万円以下			○					1 金額は見積金額を示す。 2 100万円を超えるものについては経理契約を要する。
	500万円以下					○			
物品の貸付	200万円以下			○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
	100万円以下					○			
不動産の貸付（管理者が指定するものD）	400万円以下			○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期的地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。 4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
	200万円以下					○			
寄付の收受（負担付きでないもの）（不動産以外のもの）	200万円以下			○					
	100万円以下					○			
補助金、助成金その他これらに類するものの申請	1,000万円以下			○				経営企画課長に合議	
	500万円以下					○			
諸収入金及び各種保証金等の徴収又は過誤納金の戻出	全て					○	○		

（注）

- 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
- 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料（貸付にかかるものは除く）、手数料その他の収入をいう。
- 課長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

2-3 その他

決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
		副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長		
廃棄	全て					○			
物品の借入れ（支出を伴わないもの）	150万円以下					○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
物品の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものC）	400万円以下			○					
	150万円以下					○			
物品の貸付（収入を伴わないもの）	400万円以下			○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
	200万円以下					○			
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものD）	400万円以下			○				経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
	200万円以下					○			
契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下					○		経営企画課長に合議	変更前の契約が経理契約の場合は、経理契約を要する。
共通物品の払出請求（定期受付品又は予約受付品）	全て					○			共通物品については、市長部局に払い出し請求するものに限る。
貯蔵品の払出請求	全て					○	○		
諸収入金及び各種保証金等の減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て					○	○		
諸収入金及び各種保証金等の過誤納整理	全て					○	○		
預り金又は預り有価証券の受け入れ又は払い戻し	全て					○			

諸集会又は 行事の開催	全て					○				1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、管理者の決裁を受けること。 2 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
有価証券の 取得処分 (資産運用 に係るもの)	全て				○			経営企画課 長		
前渡金	全て					○				
立替払金	5万円以下			○					経営企画課長に合 議	
	1万円以下					○				

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表2－1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。
- 5 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 7 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 8 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 9 本表における「諸収入金」とは、料金、使用料、手数料その他の収入をいう。

2-4 契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長		
調達（物件）		300万円超				○		経営企画課長	固定資産の調達については、経営企画課長に合議（300万円以下に限る）	1 300万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		300万円以下					○			
	管理者が指定するものA	400万円以下			○					
		300万円以下					○			
	小口現金扱いに係るもの	全て（交付限度額以下）					○	○		
	電気料金、ガス料金、上下水道料金	全て		（注）			○			
	一般使用料等	全て					○			
	一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	300万円超				○		経営企画課長		300万円を超えるものについては、経理契約を要する。
		300万円以下					○			
請負（工事又は製造）		400万円超				○		経営企画課長	固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議（400万円以下に限る）	1 400万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		400万円以下					○			
請負（その他）		200万円超				○		経営企画課長	固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議（200万円以下に限る）	1 「その他」とは、神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規定するものをいう。 2 経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 200万円を超えるものについては経理契約を要する。
		200万円以下					○			
	管理者が指定するものB	400万円以下			○					
		200万円以下					○			
	建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	200万円以下				○		営業課長、施設課長、課長（計画担当）、課長（設備更新担当）、課長（保線区担当）、電気システム課長、課長（変電区担当）、課長（電気区担当）、地下鉄車両課長、課長（海岸線車両担当）		
	電気通信料金	全て					○			電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
	保険料	全て					○			
	一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	全て					○			
	乗車票による自動車借上料（タクシー利用料）に係るもの	全て					○			
委託・受託	工事	2億円以下			○				経営企画課長に合議	金額は見積金額を示す。

		1億円以下					○			固定資産の異動を伴うものは、経営企画課長に合議
	工事以外	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議
		1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴収又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議
不動産取得		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議
		500万円以下				○			営業課長	
労働者派遣契約		2,000万円以下			○					金額は見積金額を示す。
		1,000万円以下					○			
物品の借入れ		150万円超				○			経営企画課長	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 150万円を超えるものについては経理契約を要する。
		150万円以下					○			
	自動車借上料（管理者が指定するものC、カーシェアリング）	400万円以下			○					自動車借上料の契約を賃借で締結する場合、金額は賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下					○			
	管理者が指定するものC	400万円以下			○					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下					○			
物品の借入れ（支出を伴わないもの）		150万円以下					○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
	管理者が指定するものC	400万円以下			○					
		150万円以下					○			
物品の貸付		200万円以下			○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
		100万円以下					○			
物品の貸付（収入を伴わないもの）		400万円以下			○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		200万円以下					○			
不動産の借入れ	管理者が指定するものD	400万円以下			○				経営企画課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
		200万円以下					○			
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	管理者が指定するものD	400万円以下			○				経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。
		200万円以下					○			
不動産の貸付	管理者が指定するものD	400万円以下			○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
		200万円以下					○			
不動産の貸付（収入を伴わないもの）	管理者が指定するものD	400万円以下			○					1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合であっても、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		200万円以下					○			
売却（物品その他）		100万円超				○			経営企画課長	1 金額は、見積金額を示す。 2 経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3 100万円を超えるものについては経理契約を要する。
		100万円以下					○			
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下		○					高速鉄道部長 経営企画課長經由 副局長に合議	
		400万円以下				○			施設課長 経営企画課長に合議	
		100万円以下			○					
		50万円以下					○			

変更契約の締結（工期又は納期の延長）		10日以下						○		経営企画課長に合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。
経理契約の変更契約の締結		全て						○		経営企画課長	施行決議を受けたものに限る。
謝金その他これらに類するもの		300万円以下				○				経営企画課長に合議	
		200万円以下						○			

（注）

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定部長及び特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法、地方公営企業法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。変更後の決裁区分が副局長・部長以上のときは、経営企画課長に合議すること。
- 6 本表における「管理者が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、有料道路自動料金収受システムを使用して徴収される有料道路料金、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限り）、及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号及び第4号の規定に基づき買入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「管理者が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「管理者が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「管理者が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 単価協定の品目、金額、契約方法等については、経営企画課長が別に定める。
- 11 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 12 課長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第3

(令8交規程4・一部改正)

その他の事務

区分	決裁事項
副局長	1 労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく重要でない事項に関する事 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に関する重要でない事項に関する事 3 職員の慰安その他福利厚生に関する事。 4 前各号に準ずる事項に関する事。
自動車部長	1 自動車臨時停留所の設置及び廃止に関する事。 2 営業用自動車の管理に関する事。 3 死亡、重傷その他重要と認めるものを除く事故報告に関する事。 4 工事の着手及び中止命令に関する事。 5 前各号に準ずる事項に関する事。
高速鉄道部長	1 死亡、重傷その他重要と認めるものを除く事故報告に関する事。 2 工事の着手及び中止命令に関する事。 3 受託工事の施行決定に関する事。 4 前各号に準ずる事項に関する事。
課長共通	1 重要でない次に掲げる事項に関する事。 (1) 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、許可、承認、進達、通達、副申、諸証明等 (2) 告示、公告その他公示 (3) 軽易定例な行政財産の使用許可、その他管理（ただし、神戸市交通局公有財産管理規程（昭和42年4月交規程第2号）第3条第1項に規定する所管課長等に限る。） (4) 公文書の公開に係る事項 (5) 個人情報の開示、訂正及び削除、その他個人情報の保護に係る事項 2 既発行証書類の再発行に関する事。ただし、債権証書を除く。 3 支払伝票の発行に関する事。 4 前各号に準ずる事項に関する事。
経営企画課長	1 収納伝票の発行に関する事。 2 送金手数料に関する事。 3 経理契約に関する事。
人事総務課長	1 退職職員の失業の認定に関する事。 2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に関する重要でない事項に関する事。 3 規程又は決定による職員証の発行に関する事。 4 寮の管理に関する重要でない事項に関する事。 5 市町村民税特別徴収義務者の納付に関する事。 6 職員の研修（他の所管に属するものを除く）に関する事。 7 文書の整理、編さん及び保存に関する総括的管理に関する事。 8 規程又は決定による無料乗車券の発行に関する事。

営業課長	1 車内その他の広告料の収納事務手続きに関する事。 2 定期券の書換えに関する事。 3 遺留品の取扱いに関する事。 4 不動産台帳の整理に関する事。 5 不動産の登記手続きに関する事。 6 公有財産に係る保険契約に関する事。 7 営業広告の取扱いに関する事。 8 不正使用の定期券を摘発した者に対する賞金支給に関する事（特例のものを除く。）。
施設課長	1 重要でない技術上の連絡に関する事。 2 重要でない設計の変更に関する事。 3 財産台帳の総括整理に関する事。 4 公有財産に係る保険契約に関する事。 5 重要でない工事の委託に関する事。
市バス経営課長	1 乗合自動車の臨時運転業務に関する事。 2 事故発生、工事その他異常の場合における始終発時刻の伸縮及び運転時分の操作に関する事。 3 ガラスの破損報告等軽易と認められる事故報告に関する事。 4 損害填補金請求に関する重要でない事項に関する事。
電気システム課長	1 重要でない技術上の連絡に関する事。 2 重要でない設計の変更に関する事。 3 工事現場における重要でない工事の着手及び中止命令に関する事。 4 重要でない工事の委託に関する事。
地下鉄車両課長	1 重要でない技術上の連絡に関する事。 2 重要でない設計の変更に関する事。 3 重要でない工事の委託に関する事。
係長共通	1 軽易かつ定例的な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、通達、副申、諸証明等に関する事。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。